


<p>項目</p>	<p>インフルエンザの流行について（警報）</p>
<p>配付資料</p>	<p>インフルエンザの流行について（警報）</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>1 公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、広く道民に注意を喚起し、もって道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告 標記事業に係る北見保健所管内のインフルエンザ定点医療機関から報告される2019年第49週（12月2日～12月8日）分のインフルエンザ患者数が国の定める警報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>3 インフルエンザ予防のポイント ・インフルエンザワクチンの接種により、インフルエンザの発症や重症化を予防出来ます。 ・手洗い、マスク着用、適度な室内湿度の保持、十分な休養、バランスのとれた栄養摂取等の対策が有効です。</p>
<p>担当</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室（北海道北見保健所） 健康推進課長 水口 真弓 電話 0157-24-4173</p> 

インフルエンザの流行について（警報）

令和元年（2019年）12月10日（火）15:00

北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室
（北海道北見保健所）
TEL 0157-24-4173 FAX 0157-24-4199

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第49週（2019年12月2日～2019年12月8日）に、北見保健所管内のインフルエンザ定点医療機関から報告されるインフルエンザ患者報告数が、1医療機関あたり、国の定める警報基準である30人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 インフルエンザの予防

- ・インフルエンザの原因病原体であるインフルエンザウイルスは飛沫感染や、接触感染しますので、手洗い、マスク着用、適度な室内湿度の保持等の対策が有効です。
- ・十分な休養、バランスのとれた栄養摂取を心がけることも重要です
- ・インフルエンザワクチンを接種することにより、発症や重症化を防げると考えられています。

2 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染によって引き起こされる感染症で、感染成立から比較的急速に、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が出現します。また、まれに、子どもの発症の場合は急性脳症、高齢者の場合は肺炎を伴う重症となりますので、注意が必要です。

感染症発生動向調査によると、国内では、例年、12月～4月頃が流行期です。

学校保健安全法施行規則により、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週におけるインフルエンザ定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)	第49週 (12/2～12/8)
北見保健所	0	3.71	18.57	29.14	37.57※
全道	2.00	4.66	10.15	16.76	—
全国	1.03	1.84	3.11	5.52	—

※第49週の患者報告数は速報値

(2) インフルエンザ警報（注意報）とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報（注意報）レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜インフルエンザ警報（注意報）レベル＞

	警報開始基準値 （継続基準値）	注意報開始基準値 （継続基準値）
1 定点あたり患者数 （人）	30 （10）	10 （10）

*全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）